



JP-MIRAI ニュースレター Vol.43 2023.8.31

毎月 1 回、外国人労働者やビジネスと人権に関する情報、事務局の取り組みなどをニュースレターでご紹介します。JP-MIRAI のイベント情報は、「JP-MIRAI イベント短信」で、タイムリーにお届けいたします。

① 外国人労働者の人権をまもるキャンペーン

一般社団法人 JP-MIRAI(主催)および独立行政法人国際協力機構(JICA)(共催)は、2023 年 9 月 1 日から 11 月 30 日まで、外国人労働者向けの自己診断ツール JP-MIRAI セーフティの利用を呼び掛ける「外国人労働者の人権をまもるキャンペーン」を実施します。

2023年 9月1日-11月30日

外国人労働者の人権 をまもるキャンペーン



JP-MIRAI セーフティは、外国人労働者自身が、簡単な質問に答えることで、労働・生活上重大な人権侵害や法令違反行為を受けていないかを自己診断できる無料のオンラインツールです。

また、JP-MIRAI アシストの相談窓口との連携により、外国人労働者の相談・救済にもつなげられることが大きな特徴です。強制労働や人身取引等の防止に関する国際基準に基づいて、外国人労働者の人権侵害の自己診断ツールを作成、提供し、無料の相談・救済にまで結び付ける日本初の取り組みです。

キャンペーンでは、協力団体の皆様と連携して JP-MIRAI セーフティの利用を外国人労働者に呼び掛けます。現在、外国人労働者向けに広報を呼び掛ける協力団体を募集中です。JP-MIRAI 事務局(info@jp-mirai.or.jp)までお問い合わせください。

JP-MIRAI では、協力団体様にご利用いただくフライヤーを用意おり、以下の QR コードからダウンロードできます。ポスターやフライヤーの印刷資料も用意しておりますので、JP-MIRAI 事務局までお問い合わせください。



協力団体向け
フライヤー



外国人労働者向け
フライヤー(9 言語)

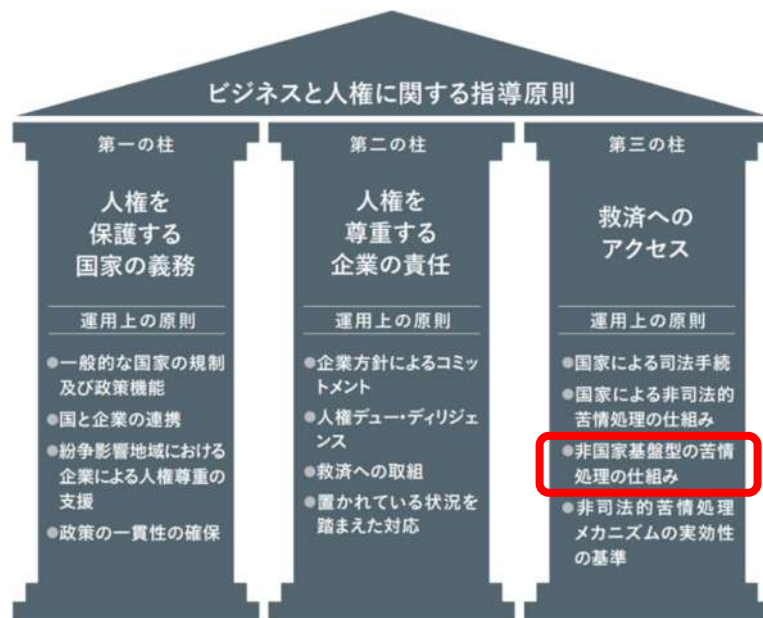
2 国連人権委員会「ビジネスと人権」作業部会訪日調査

国連人権理事会の「ビジネスと人権」作業部会の調査団が7月24日～8月4日に来日し、日本政府や企業が人権をめぐる義務や責任に関する取り組みについて調査しました。

「ビジネスと人権」作業部会は、2011年に国連人権理事会が承認した「国連ビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs)」の普及と実施を促すことを目的に設けられたものです。今回の調査では、指導原則の3本柱である「人権を保護する国家の義務」「人権を尊重する企業の責任」「救済へのアクセス」に沿って、日本の現状や問題点を評価しました。

調査による評価結果は、8月4日に公表されたミッションステートメントで包括的に声明としてまとめられています。「救済へのアクセス」の運用上の原則に含まれている、「非国家基盤型の苦情処理」の仕組みについては、調査対象の大企業のほとんどは苦情処理メカニズムを設置、運営しているものの、ステークホルダーの中には、職場での不祥事を通報することで、報復(職を失うなど)を受けるおそれを口にする向きもあり、企業が実効的な苦情処理メカニズムを提供すべきことを改めて強調されました。

一方、好事例として、あらゆるステークホルダーに開かれた苦情処理メカニズムの設置や、バリューチェーン専用の苦情処理メカニズムの立ち上げについては、苦情処理メカニズムの好事例として言及されています。



(出典:外務省パンフレット)

JP-MIRAI が設けている相談窓口 JP-MIRAI アシストに関しても、すべての人が利用できて専門家による相談サービスが受けられる多言語対応の苦情処理メカニズムとして例示されています。

なお、8月4日に公表された声明は暫定的なものです。調査の最終報告書は、2024年6月に国連人権理事会に提出され、日本政府に問題点の改善を促すこととなります。JP-MIRAI は、今後もステークホルダーと協力して、相談窓口 JP-MIRAI アシストの一層の普及と利活用の促進に努めてまいります。

③ JP-MIRAI イベント実施報告 (詳細はウェブサイトをご覧ください)

2022 年下半期会員活動報告会

2023 年 7 月 20 日に 2022 年度下半期会員活動報告会を開催しました。JP-MIRAI が掲げる 5 つの行動原則を日々実践されている、社会福祉法人やすらぎ福祉会、TSCJAPAN 株式会社、公益財団法人太平洋人材交流センター(PREX)、村田機械株式会社の 4 団体の会員様にその活動を発表いただきました。現在、アーカイブ配信と印象に残った発表への投票を実施中です。

はじめての人権セミナー2023(第1回、第2回)

JP-MIRAI は、ビジネスと人権に関する取組みを始める方々を対象とした「はじめての”ビジネスと人権セミナー2023」を開講しました。第 1 回(7 月 21 日)は、秋山映美氏(株式会社クレアン)を講師にお迎えし、人権の概念、「ビジネスと人権」に取り組む背景、サプライチェーンの人権課題について解説をしていただきました。第2回(8 月 25 日)は、中村優介弁護士(江東総合法律事務所)と高橋大祐弁護士(真和総合法律事務所)を講師にお迎えし、技能実習生が抱える課題とその対応について実例を踏まえてご紹介いただきました。

④ JP-MIRAI イベント情報 (詳細はウェブサイトをご覧ください)

JP-MIRAI 現場アカデミー実施報告会

(9 月 6 日 16 時:オンライン開催)

JP-MIRAI は、7 月 24 日から 29 日まで、「JP-MIRAI 現場アカデミー」と題してベトナムへのスタディツアーを催行しました。普段は接触することがないベトナム政府機関、業界団体、技能実習生送出機関、教育機関および国際機関を訪問し、貴重な学びの機会となりました。報告会では、参加者の方から多様な組織との意見交換を通じて感じたことや、今後のベトナム人労働者受入のあり方を発表していただきます。

シンポジウム 訪日前手数料ゼロに向けたベトナムでの取り組み

～公正で倫理的なリクルートメントイニシアティブ(VJ-FERI)の実現に向けて

(9 月 22 日 15 時:会場開催およびオンライン配信)

技能実習生等の訪日前手数料ゼロを目指す自発的な仕組み作りのため、このほどベトナム政府等との協議を踏まえて「公正で倫理的なリクルートメントイニシアティブ(VJ-FERI)」の実施が合意されました。公開シンポジウムでは VJ-FERI の取組みの基本方針の発表とパネルディスカッションを行います。特に、技能実習生の受入企業、監理団体／登録支援機関、送出機関からのご参加をお待ちしております。

「外国人労働者への金融サービス・金融教育を考える」

(10 月 5 日 16 時:オンライン開催)

外国人労働者が日本の生で直面する困難の一つに送金や貯蓄などのお金の問題があります。金融サービスのあり方や金融教育の必要性について、明治大学経営学部 小関隆志教授よりお話しいただきます。



JP-MIRAI ポータル

官民が協力して作っている外国人のみなさんが
安心・安全に日本で働き、暮らすための総合サイト



JP-MIRAI アプリ

外国人の方が安心・安全に日本で働き、暮らす
ために役立つコンテンツを提供するアプリ



JP-MIRAI セーフティ

労働・生活環境が適切かどうかを
判断できる自己診断ツール



JP-MIRAI アシスト

メール・チャット・電話対応の
外国人向け相談・救済窓口



JP-MIRAI フレンズ

外国人と日本人との間の
コミュニケーション支援

責任ある外国人労働者受入れ企業協働プログラム

企業・団体がサプライチェーン上の外国人労働者の人権に関して、
JP-MIRAI と協働して取り組む総合的なプログラム

参加企業募集中

参加企業数:15
(2023年8月29日現在)

JP-MIRAI

(責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム)

設立:2020年11月 会員数:669(2023年8月31日現在)

※ニュースレター・イベント短信の配信停止、配信先変更などは事務局(ask@jp-mirai.org)までご連絡ください。
※ウェブサイトの会員専用ページのパスワードは、入会手続き完了時の通知メールまたはイベント短信でご確認ください。

発行:一般社団法人 JP-MIRAI

住 所: 東京都千代田区神田三崎町 3 丁目 5-9 天跳オフィス水道橋 605

電 話: 03-6261-5539 E-mail: ask@jp-mirai.org

URL: <https://jp-mirai.org/>